

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	理研計器株式会社
【英訳名】	RIKEN KEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 久悦
【本店の所在の場所】	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 松本 哲哉
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区小豆沢二丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 松本 哲哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、有効期限である本総会終結の時をもって継続しないこととしたため、関連する現行定款規定第12条（新株予約権の無償割当に関する事項の決定）および第19条（株主総会の決議事項）を削除するものです。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定として、変更案第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。

コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより高めるため、また、相談役および顧問を選定していない現状を鑑み、現行定款規定第30条（相談役および顧問）を削除するものです。

条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

小林久悦、小谷野純一、松村晃司、松本哲哉、古布真也の5名を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	181,332	111	32	（注）1	可決（99.92%）
第2号議案				（注）2	
小林 久悦	177,586	3,915	32		可決（97.83%）
小谷野 純一	181,397	104	32		可決（99.93%）
松村 晃司	181,397	104	32		可決（99.93%）
松本 哲哉	181,397	104	32		可決（99.93%）
古布 真也	181,397	104	32		可決（99.93%）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。